いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(平成25年度 文部科学省「生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者、各種関係機関と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。
- 2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ① ハッピーワード運動

NGワードをなくし、ハッピーワードをひろげる生徒会活動を推進する。

② 人権の日

毎月第1木曜日→を人権の日として位置づけ、校内放送にて、人権アンケートの実施と人権作文等を朗読し、感想をまとめさせることで、人権意識を高める。

- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
 - ① 分かる授業、意欲的に学ぶ授業を実践する
 - ② 生徒会活動など生徒が主体的に取り組む活動の充実を図る
 - ③ 部活動・ボランティア活動等を通して自主性や思いやりの心を育む
- (3) 年度末の学級編成の際には、生徒より聞き取りを行い人間関係を配慮した編成を行う。

- 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組
 - (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
 - ① 毎月「学校生活に関するアンケート」を実施する
 - ② おかしいと感じた生徒がいる場合には学年や生徒指導部会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守り、問題の早期発見に努める。
 - ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該生徒から悩み等を 聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 各学期1回の教育相談、不定期の教育相談において生徒の話を聞く機会を設定する。
 - (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
 - ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての 教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優 先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
 - ③ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
 - ④ 学校内で解決が困難な場合は、関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
 - ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携 を取りながら、指導を行っていく。
 - ⑥ いじめる側の生徒の抱えている問題等にも目を向け対策を講じる。
 - (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
 - ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
 - ② 学校や家庭ではなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- 4 いじめ問題に取り組むための組織
 - (1) 生徒指導·教育相談·特別支援教育委員会

毎週火曜日に管理職、生徒指導主任、各学年生徒指導係、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター、SSW、SCで問題行動や課題のある生徒について、現状や指導についての情報交換の上、共通理解・共通実践すべきことについて話し合う。

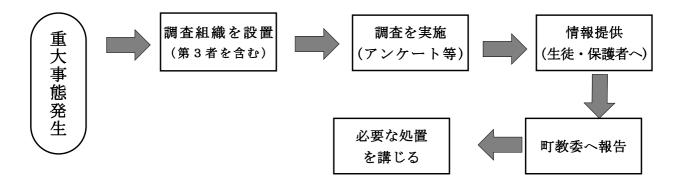
※(必要に応じてSSW、SCも参加)

(2) 家庭や地域,関係機関と連携した組織

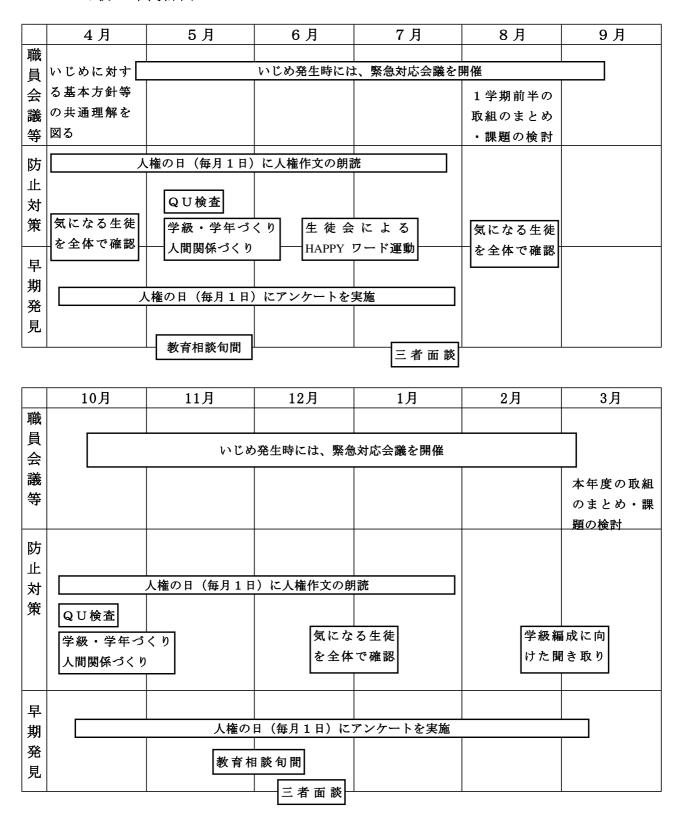
いじめ問題等が発生した際は、家庭との連携を密にし解決にあたる。また、2ヶ月に一度の 西原東中学校校区生徒指導連絡協議会や町要保護児童生徒対策協議会、警察等の関係機関と 連携し、家庭・地域・関係機関一体となり解決にあたる。

(3) 重大事態への対処

生徒がいじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を 企図した場合等)、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大 な事態が発生した場合は、下図の流れに沿って対応する。



5 いじめ防止年間計画



*「人権アンケート」実施後の流れ 担任 → 学年生徒指導係 → 生徒指導主任 → 管理職